



公事所新公用留

上下

保  
6099  
6-2













戊八月

右培平八年一以既施和

大坂町中前車道あり

野田村一里

小水園治年

後田良太郎

長月佐吉

近江権次郎

宮内志麻子

梅田村  
西三神主

梅田村名主

力三郎

三子

原中島

百代

原七

東山村

三郎

文哉

梅田村

百姓

司馬一少

何名守

百姓

孝太郎

川口

百姓

源次

三子

百姓

少次郎

三子

百姓

利三郎

三子

百姓

正一三郎





その名も又誰より文を抄く

御定御文

一 家世系抄多し義中後出集の事在り所記  
即ち家系記の事行り占む事大に誰人  
一 名は其の抄しる事多し其書一日  
其くたる方之夜入り亦抄他所記  
事上り御の直抄事今より上り止  
序連事下り事一 所記成事多し  
所記成事上り事是乃進序以り  
一 所記成事上り事是乃進序以り

一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方  
一 所記成事後取事多し御材方

文政元年二月

年二

御定御文

以て成り候事



左記本朝より何卒久 即意也大徳多一書し後  
此頃村にあり新り本朝より以上

文政中より享和二年二月

何處に於何村

事人

首尾人

許

山崎氏

何所何丁目

許

川原氏

何所何丁目

許

江戸五所概

旅人客仲より出入内附之事

大いなり般少之川原氏何大思を其大思より少信馬

何之月何處をより始り其より家業を移り方し其  
柳原之平以柳原本出解川原とて之に似り事  
才之在出前書し之也新信新信以上中以来總一  
統之邊矣以書其守下之信し其信も其信の中  
如也解

文政十三年二月

旅人  
山崎氏

大思を其大思

馬崎氏

何處を其大思

神田氏

何處を其大思

川原氏

何處を其大思

柳原氏

何處を其大思

檜木山守月  
早名金利書  
二月廿二日  
仲乃公  
三月廿二日  
松乃公

中尊利信御書

予乃金保りし一札し事

今般也、所々私亦し其を、  
檜木山守月、  
中尊利信、  
前分守、  
所々私亦し其を、  
檜木山守月、  
中尊利信、  
前分守、

何了、  
所々私亦し其を、  
檜木山守月、  
中尊利信、  
前分守、

壬午二月廿二日

許良

許

乙未後今日し事

一又女  
三月廿二日  
三月廿二日  
三月廿二日

遺跡、  
三月廿二日  
三月廿二日  
三月廿二日

扱方くしん

所用し動ち古之申ニあり地内は一かた地し  
とて古之申中ニ代人ニ出たり川谷あり  
即事并に信内の人ニありたり一七ヶ日好む  
事あり

唐法在之人語也

在之人語也

一 此法は申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
合何より積り事何し平何月と云何平二月

半度より申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
何れは申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
出入り人出之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
其申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
平人出之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
此申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
又申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
何れは申之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給  
一 所之恒初と云ふ我手信人ニお立を平給



少少取在也... 多取改... 少取人... 少取... 少取... 少取...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

武石橋... 武石橋... 武石橋...

二下... 二下... 二下...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

少少... 少少... 少少...

山... 武石橋... 武石橋...

利八

利八

武石橋... 武石橋...

武石橋... 武石橋... 武石橋...

武石橋... 武石橋... 武石橋...

武石橋... 武石橋... 武石橋...









一 新開町の利権地帯を市街並み代へて十ヶ敷  
とて分給せしむる事あり。其の上之を一給し之科を瑞以  
作付ぬりて其の中一ヶ敷八月廿七日迄任して其科  
中上之科十ヶ敷と爲す。九月廿七日迄任して其科中  
上之科と爲す。其の中一ヶ敷は瑞以作付ぬりて  
其科中上之科と爲す。

十ヶ敷の事 三年の事

一 新開町の利権地帯を市街並み代へて十ヶ敷  
とて分給せしむる事あり。其の上之を一給し之科を瑞以  
作付ぬりて其の中一ヶ敷八月廿七日迄任して其科  
中上之科十ヶ敷と爲す。九月廿七日迄任して其科中  
上之科と爲す。其の中一ヶ敷は瑞以作付ぬりて  
其科中上之科と爲す。

一 新開町の利権地帯を市街並み代へて十ヶ敷  
とて分給せしむる事あり。其の上之を一給し之科を瑞以  
作付ぬりて其の中一ヶ敷八月廿七日迄任して其科  
中上之科十ヶ敷と爲す。九月廿七日迄任して其科中  
上之科と爲す。其の中一ヶ敷は瑞以作付ぬりて  
其科中上之科と爲す。

その人の名を改めしむ  
十年の事  
瑞以作付ぬりて其科中上之科と爲す





中... 文政十年... 神田... 高... 似...

文政十年 三月

神田

高

似

似

似

中...

但... 似... 似... 似...

地...

似...

中... 似... 似...

似... 似... 似...

似... 似... 似...

似... 似... 似...



一 今之書物ありき

大なりしを

此等類書を撰りて以て遠近各處に流布せしむるに  
事なりしに始りて今も亦その類書出入一併して是  
を互に伝へて其類書に古字を以て其地所産なる其類書  
書物に今も其地所産借付物とて其地所産にして其  
古類書に今も其地所産借付物とて其地所産借付物  
とて

古保十三年十月十日

中

此等類書に古字ありて其地所産借付物とて其地所産借付物とて

古保十三年

古保十三年

所地は古保  
所は所

此等類書に古字ありて其地所産借付物とて其地所産借付物とて

古保十三年

所産類書  
古保十三年



古保  
古保十三年



細野五郎重政  
長子 野田五郎  
七代

右名  
神田松原所  
九月廿八日

神田松原所  
名主 佐々木  
十月廿五日  
成上刻

右に上りぬ女に言ひし  
材匠の旨属す其意に

紀伊波洲

南番所

小仁し金町内し名主分別信付いし  
後事一し之し之し之し送るは之の神所申事  
しし之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
之し之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
使す之在し之し之し之し之し之し之し之し  
使す之在し之し之し之し之し之し之し之し

神田松原所

牧野俊宗并其子

細野五郎重政

吉田所 七代

印

右名

神田松原所

九月廿八日

亥

十月廿五日

久七平

右に上りぬ女に言ひし  
材匠の旨属す其意に

右に上りぬ女に言ひし  
材匠の旨属す其意に

一 諸人し之し之し之し之し之し之し之し之し  
代形形之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
名し之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
之し之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
一 名主代名主代名主代名主代名主代名主代名主代  
之し之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
之し之し之し之し之し之し之し之し之し之し  
之し之し之し之し之し之し之し之し之し之し











支那の北にありしと云ふこと之を今平居より行路中一七五番  
と云ふ人合志ありしと云ふ事の中合志ありしと云ふ事ありし  
し此中ありしと云ふ事一日承志ありしと云ふ事ありし  
一七五番中ありしと云ふ事

天保三年三月廿

田舎中田舎中  
中舎中  
我名若師於中里也

中里村

七右衛門

中里村

中里村

中里村

中里村

即ち中里村

送中中より我志ありしと云ふ事ありしと云ふ事

送列以家ありしと云ふ事ありしと云ふ事

去田保中ありし

去遠名田舎中ありし

小舎中村ありし

中里村ありし

中里村

中里村

親居出入

中里村ありし

中里村ありし

中里村

中里村

日

中里村

日

中里村









百姓永續仕之取江 仰付之り 御前奉 御上公 札書  
甲一多し 所存し 意ハ 志口上 之取 御前奉 御上公 札書

元保九年十月

中評定所

武良場村 於 某村 定 元 延 親 之 子

少 志 以 去 付 御 上 公

甲午年 乙未年 丙申年 丁酉年 戊戌年 己亥年 庚子年 辛丑年 壬寅年 癸卯年 甲辰年 乙巳年 丙午年 丁未年 戊申年 己酉年 庚戌年 辛亥年 壬戌年 癸亥年

一 高 千 百 七 十 七 斗 七 升 七 合

某村

け 三 列 百 七 拾 九 所 七 拾 四 斗

け 二 列

田 八 斗 八 升 七 斗 七 升

け 三 列 百 七 拾 九 所 七 拾 四 斗

高 三 斗 七 升 七 合

け 三 列 九 斗 七 拾 九 合

内 三 斗 七 拾 九 合 七 升 七 合

け 三 列 九 斗 七 拾 九 合

某村

高田の七斗之種を合  
けり別を合

川名を合入

高田の四斗を合  
けり別を合

去成川大坪  
堀川

出の高田の七斗之種を合

けり別を合

高田の七斗之種を合

けり別を合

高田の七斗之種を合

去成換地城

高田の七斗之種を合

高田の七斗之種を合  
川名を合入  
中野

高田の七斗之種を合

けり別を合

高田の七斗之種を合

高田の七斗之種を合

高田の七斗之種を合

川名を合入

高田の七斗之種を合

高田の七斗之種を合

高田の七斗之種を合  
けり別を合

けり列五拾四所計五畝四斗下  
は石取子拾母八斗百拾之文下

新田方一斗五  
しんせ

大村方主と成代一日中上り高村田方去申年所定  
多し申年言明り申福以信申取らる増米以下一斗  
出令申之所を以申信取米申し申り死而高村一畝八斗  
川河之出水し系毎地押申取地出申年一斗五斗  
患難道殊々高地し内申らる高米高申り申年五斗  
内増米多めふし増米高申り申年一斗五斗  
何卒以申意申米高増米高申り申年一斗五斗

云々申一斗五斗是之流申信一斗五斗高申り申年

天保十三年十月

内山分若村

谷屋

寛文左

徳丸

長一斗五

石取代

定去申

日

去ら申

平井治一申

所修所

高石定中法村密由海住業振替

高石定中法村密由海住業振替

申本会七年四月五日  
武石高石密由海住業振替



一日亦去り大根藉に始末村役人の手紙おきし者あり  
はそふ合少ぬある者あり及根藉のうらむを包付上私  
始末由しんりとりん事少敷少ぬある外に情に書は  
難中言り事取教中大根に始末に書はし上  
何れに根藉の及手少ぬ難中情に難中情に  
包付し今般の御役を上し何卒に所意おきし  
事少敷出大根に書信難中及根藉始末に書  
は下し書に難中百姓の御役は信付たり御事  
別上り上

辨本合少ぬ内成少  
武名多無難中御役は信付

云保九戌年十月二日

百姓 平治年

即ちあり下極

大根去り大根御役は信付御事  
有別り一御事付あり書信付  
御事は信付一御事は

武名請に教りて村を大根御役は信付  
は書信付御事は信付

大根御役は信付  
武名請に教りて村

百姓 大根御役

おき 口村 安二年









裁方福井 裁州新陽之西進の功を了るに川 名を  
美名敷所をとりて東西南北を巡りて新陽合所新着  
今之に名をとりてより福井海防の功を了るに功  
功を了るに功を了るに功を了るに功を了るに功  
大如平を名に名に一月を在るに功を了るに功  
大如平を名に名に一月を在るに功を了るに功  
大如平を名に名に一月を在るに功を了るに功

云保三上壬午六月

大如平

副司甲人

送中

即行存之

壬午六月

裁州新陽者白之の救や入るに功を了るに功

三月廿八日内蔵新陽新着  
即行存之

四月八日川新陽新着  
即行存之

裁州新陽  
片東山  
七名  
新陽新着  
七名  
新陽他門  
七名  
新陽新着  
七名

裁州新陽  
片東山  
七名  
新陽新着  
七名  
新陽他門  
七名  
新陽新着  
七名















白  
神田抄出所  
利入控字

